

福山市鳥獣被害対策事業実施要領

第1 趣旨

農村漁村における過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農作物被害が増加している現状を踏まえ、鳥獣被害対策事業（以下「事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、農作物被害の軽減を図るものとする。なお、本事業の実施に関しては、「福山市補助金交付規則」に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 事業区分

本事業は次のとおり区分する。

- (1) 猪防護柵設置事業
- (2) 猪広域防護柵設置事業
- (3) 猪捕獲用箱わな等設置事業
- (4) 地域活動支援事業

第3 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす地区鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」といい、既存の主体により本事業を実施しようとする場合は、当該主体を協議会とみなす。）とする。

- (1) 協議会は、組織及び運営に関する規約を有し、これに基づく代表者が存在すること。
- (2) 第2第1号及び第3号の事業の協議会には、当該事業により受益する世帯がすべて加入し、その数が5戸以上であること。
- (3) 第2第2号及び第4号の事業の協議会には、事業を実施する世帯が10戸以上含まれていること。

第4 事業実施要件

事業実施要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施区域が福山市内にあること。
- (2) 第2第1号及び第3号の事業にあつては田畑5筆以上が保全対象であること。
- (3) 第2第1号の事業にあつては、防護柵の延長が200m以上であること。
- (4) 第2第2号の事業にあつては、猪が人の生活領域に出没し被害を及ぼすことを防止するために設置する柵で、山林その他猪のひそみ場とその他の区域の境界に沿って設けるもの（以下「広域防護柵」という。）にあつては、総延長が1,000m以上であること。ただし、出入口の扉その他これに類するものを設置する場合で、すべて柵とする場合と等価となるときは、総延長が1,000m以上の柵を設けるものとみなす。
- (5) 第2第1号及び第2号の事業にあつては、当該事業の区域内に、過去に本事業により設置された防護柵で本事業の補助金額が確定した日から別表1に定める耐用年数を経過していないものを含まないこと。

第5 補助額

補助額は次に掲げるものとし、千円未満は切り捨てとする（工事費、資材運搬費は補助対象経費に含めない）。なお、補助額については、事業区分ごとに算定するものとする。

事業区分	種類	補助率	補助額（上限）
猪防護柵 設置事業	電気柵	資材費の 2／3以内	50,000円
	ワイヤーメッシュ柵		100,000円
	トタン柵		
猪広域防 護柵設置 事業	ワイヤーメッシュ柵	資材費の 2／3以内	500,000円
猪捕獲用 箱わな等 設置事業	箱わな	資材費の 2／3以内	50,000円 （事業実施主体につき2基まで）
地域活動 支援事業	別表2のとおり	対象経費の 2／3以内	初年度は200,000円 次年度以降は100,000円 （10年度を限度）

第6 補助金交付申請

事業実施主体は事業開始前に福山市鳥獣被害対策事業補助金（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）補助金申請理由書
- （4）位置図
- （5）見積書
- （6）その他市長が必要と認めた書類

第7 補助金の交付決定

- 1 市長は、第6の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、適当と認める者について予算の範囲内で補助金を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）する場合には、事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、交付決定をしたときは、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合、その条件を福山市鳥獣被害対策事業交付決定（変更）通知書（様式第2号）により、交付申請した者に速やかに通知しなければならない。

第8 補助金の交付の変更申請

- 1 交付決定を受けた者は、第7の3の規定による交付決定の通知を受けた後において、内容に変更がある場合には、福山市鳥獣被害対策事業補助金（変更）申請書（様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 2 市長は、1の規定による変更申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについて、交付決定の内容を変更（以下、「変更交付決定」という。）することができる。
- 3 市長は、2の規定による変更交付決定をしたときは、当該変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を福山市鳥獣被害対策事業交付決定（変更）通知書（様式第2号）により、変更交付決定を受けた者に速やかに通知しなければならない。

第9 事業報告書の提出

交付決定を受けた者は、事業完了後1月以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、福山市鳥獣被害対策事業報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第10 補助金の交付及び前金払

- 1 市長は第9の規定により事業報告書が提出された場合において、その内容を審査し、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、事業の遂行上特に必要があると認めたときは、市長が定める時期に補助金の全部又は一部を前金払により交付することができる。
- 3 交付決定を受けた者は、1及び2の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

第11 帳簿の備付け

交付決定を受けた者は、事業の実施に関し必要な帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

第12 補助対象事業及び実施基準の特例

事業実施予定地域の耕作状況等により市長が必要と認めるときは、第3及び第4の規定にかかわらず、補助対象とすることができる。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、2018年（平成30年）7月4日から適用する。

附則

この要領は、2021年（令和3年）6月23日から施行し、2021年（令和3年）4月1日から適用する。

附則

この要領は、2022年（令和4年）9月13日から施行し、2022年（令和4年）9月1日から適用する。

(別表1)

防護柵の種類	耐用年数
電気柵	8年
ワイヤーメッシュ柵	14年
トタン柵	14年

(別表 2)

対象事業	対象経費
①耕作放棄地等草刈事業	・草刈機等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
②山際草木伐採・枝払い事業	・草刈機，チェーンソー等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
③放置果実・野菜残渣・未収穫 野菜除去事業	・車両等借上料 ・燃料費 ・処分費（必要な場合） ・消耗品 ・傷害保険料
④放置果樹伐採事業	・チェーンソー等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
⑤先進地視察事業	・車両借上料 ・講師謝金 ・記録費 ・消耗品
⑥研修事業	・講師謝金又は受講料 ・印刷，消耗品費 ・記録費
⑦狩猟（わな）免許取得事業	・受講料 ・教材費
⑧稲の二番穂・青葉の除去事業	・耕運機，草刈機借上料 ・燃料費 ・替刃代
⑨鳥獣追払い事業	・傷害保険料 ・追払い器具（購入費，材料費） ・追払い活動経費（賃金，傷害保険料） ・煙火消費保安手帳保有等に係る経費
⑩箱わな維持管理事業	・えさ代 ・修繕費
⑪その他市長が認めた事業	・市長が認めた経費

注 1 ①，②，③，④，⑧，⑨の事業については，土地所有者等の同意を得ること。

注 2 作業時の飲物代は，対象経費とする。

注 3 作業員賃金（必要な場合）とは，専門的技術を要する作業員及び協議会の会員だけでは対応できない作業量があり，やむをえず動員する会員以外の作業員に対する賃金とする。

注 4 草刈機，チェーンソー等借上料については，協議会又は協議会の会員に保有するものがない場合又は不足する場合に限り対象経費とする。

注 5 福山市里山里地地域支援事業，福山市狩猟免許取得費等補助事業の補助金申請における重複計上は認めない。